

区立施設及び民有地のブロック塀等の安全対策について

本年6月の大阪府北部の地震によるブロック塀の倒壊の被害を踏まえた、区立施設及び民有地のブロック塀等の緊急安全対策について下記のとおり報告する。

1 区立施設のブロック塀等の対応

(1) 一般区立施設

①調査対象 区立施設 525 施設

②調査内容 建物及び敷地内のブロック塀や万年塀の有無及びその傾き、ぐらつきや亀裂等について各施設管理者が目視の点検を行った。そのうちブロック塀等がある106建物について、技術系職員による控壁の配置や鉄筋の有無などについて現地で詳細点検を実施した。

③現地調査結果 現行の建築基準法施行令の基準によった場合に、控壁の一部不足等の建物が29建物あった。

ア 道路に面したブロック塀 2建物

イ 隣地に面したブロック塀 28建物

(アとイ両方ある建物は両方でカウントしている)

④対応策等 アの2建物は、ブロック塀の高さが1.2m以下になるよう上部を撤去するなど対応済み。イの建物は施設所管課に結果を説明したうえで、対応策等を個別に所管課と検討中。

(2) 学校施設

①対象施設 全区立小中学校・特別支援学校 65校

②調査内容 ブロック塀等がある施設について、ブロック塀の高さや塀の傾き、控壁の配置、鉄筋の有無などについて詳細点検を実施した。

③調査結果 現行の建築基準法施行令の基準によった場合に、控壁の一部不足等が10校であった。

④対応策等 フェンス改修や鉄骨補強等の改修工事等を行い完了した。

2 区内の民有地における危険ブロック塀等の安全対策

(1) 緊急安全対策

①職員による一斉調査（6月19日実施）

区内通学路及び避難路等に面するブロック塀等について、職員による緊急一斉調査により、57件の倒壊のおそれのあるブロック塀を確認し、所有者等への改善指導を実施。なお、平成19年度から23年度の調査、この間区に寄せられた要望等で把握していた危険なブロック塀68件のうち11件の改善を確認。

②相談会の開催等

・ブロック塀等に関する相談会の開催

杉並建築会等と連携し、所有者や管理者の方等を対象とした相談会を、7月（3回）、8月（4回）、9月（2回）計9回開催し、53件（9月10日時点）の相談に対応。

なお、9月27日、28日の防災フェアにおいても相談会を開催予定。

・区民からの安全性の確認に関する要望への対応

区へ寄せられた危険ブロック塀等に関する85件（8月末時点）の情報・要望について、個別に現場調査や所有者等への安全化等の指導を実施。

③助成制度の創設等

- ・4m以上の通学路及び避難路に面する、倒壊のおそれがあるブロック塀等の安全対策を早急に進めるため、除却費及び設置費等についての助成制度を創設する（補正額19,864千円）。
- ・幅員4メートル未満の通学路については、狭あい道路拡幅整備を条件に、重点整備路線と同等の助成制度を利用できるものとする。
- ・本助成制度に該当するブロック塀等の除却後に接道部緑化助成を利用する場合、ブロック塀等の除却は本助成制度を利用できるものとする。

(2) 今後の予定

10月下旬～ 戸別訪問及びポスティング、区公式ホームページ等による周知